

報道発表資料  
令和7年12月9日  
前橋市

## 職員の懲戒処分について

### 1 被処分者

総務部職員課 副参事 54歳

### 2 事業の概要

被処分者は、公務外における市長との打ち合わせ場所として風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する施設（いわゆるラブホテル）を提案し、10回以上利用をした。この事実が報道され、市長公務の中止やコールセンター設置による対応など、市政の執行に大きな影響を及ぼし、市民の信頼を著しく損なったものである。

本日、地方公務員法の定めにより懲戒処分を行ったもの。

### 3 処分内容

停職6か月

### 4 処分理由

地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反する行為であり、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当する。

（参考：地方公務員法第29条）

職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

### 5 処分年月日

令和7年12月9日

### 6 その他

被処分者は同月末で依願退職。

問い合わせ先  
職員課人事係  
担当者 戸嶋  
電話 027-898-6507